

(税制第一課の所掌事務)
第三十四条 税制第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 間接国税に関する制度の企画及び立案に関すること(税制第一課の所掌に属するものを除く。)

二 酒税の保全に関する制度の企画及び立案に関すること。
(税制第三課の所掌事務)
第三十五条 税制第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 法人税に関する制度の企画及び立案に関すること(税制第一課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号の規定による指定に関すること。
三 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百七十七条第二項及び第二百七十七条の第四項の規定による協議に関すること。
第三十六条の見出しを、(参事官の職務)に改め、同条中「国際租税課」を「参事官」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、主税局の所掌事務に係る国際関係事務(調査課の所掌に属するものを除く。)の総括に関すること。
第三十七条中「七課」を「六課」に改め、「調査課」を削る。
第四十条第一号中「制度」の下に、「(外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。)」を加え、「次条第一号及び」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 関税局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
第四十条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。
第四十一条を次のように改める。
第四十一条 削除

附 則
この政令は、公布の日から施行する。
財務大臣 谷垣 禎一
内閣総理大臣 小泉純一郎

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎
政令第二百三十八号
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十二年政令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三項中「平成十六年四月一日」の下に、「(同表第二十八号の二に掲げる地区の区域の表示については、平成十七年四月一日)」を加える。
別表第二十八号の次に次の一号を加える。
二十八の二 七尾港三室地区
石川県七尾市三室町百六十四の区域 同町百五十から百五十三まで、百六十五から百六十七まで、夕、は及びレ並びに鶴浦町一及び二の区域のうち主務大臣の定める区域

附 則
この政令は、公布の日から施行する。
総務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 臨時代理
国務大臣 中山 成彬
内閣総理大臣 小泉純一郎

商標法の一部を改正する法律の施行に伴う商標法施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十七年七月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百三十九号
商標法の一部を改正する法律の施行に伴う商標法施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令
内閣は、商標法の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十六号)の施行に伴い、及び同法附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(商標法施行令の一部改正)
第一条 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。
(経過措置)
第二条 商標法の一部を改正する法律の施行前にされた標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書(以下「議定書」という。)第三条の三に規定する領域指定であつて日本国を指定するものに係る議定書第二条(1)に規定する国際登録(以下「改正法施行前の領域指定に係る国際登録」という。)の対象であつた商標については、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定に基づいて地域団体商標に係る商標登録出願をすることができない。

2 改正法施行前の領域指定に係る国際登録の対象であつた商標に係る商標法第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定に基づいてした商標登録出願については、商標法の一部を改正する法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、これを地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができる。
3 商標法第六十八条の十第一項に規定する国際登録に基づく登録商標が地域団体商標に係るものである場合において、同項に規定する国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日が平成十八年四月一日前であるときにおける同項の規定の適用については、同項中「国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日」とあるのは、「平成十八年四月一日」とする。

4 地域団体商標に係る国際商標登録出願(商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願をいう。)について千九百二十年十二月十四日にブラッセルで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十七年七月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年十月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約(以下「パリ条約」という。)(第四条に定める優先権が認められる場合又は地域団体商標に係る商標登録出願について商標法第六十八条の三十二第三項(同法第六十八条の十第二項及び第六十八条の三十三第二項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第六十八条の三十二第四項(同法第六十八条の

十第二項及び第六十八条の三十三第二項において準用する場合を含む。)(の規定により優先権が認められる場合において、最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下「出願日」という。))が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。
附 則
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
経済産業大臣 臨時代理
国務大臣 中山 成彬
内閣総理大臣 小泉純一郎

保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十七年七月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百四十号
保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。
保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十七年八月一日とする。
内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十七年七月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百四十一号
保険業法施行令の一部を改正する政令
内閣は、保険業法(平成七年法律第五号)附則第一条の二十三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。
第四十六条中「定めるもの」を「定める権限」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。
財務大臣 谷垣 禎一
内閣総理大臣 小泉純一郎